



平成30年5月10日

各位

会社名 株式会社ダイセル  
代表者名 代表取締役社長 札幌 操  
(コード番号 4202 東証 市場第一部)  
問合せ先 事業支援センター  
IR広報グループリーダー  
廣川 正彦  
TEL (03)6711-8121

## 譲渡制限付株式報酬制度の導入に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、役員報酬制度の見直しを行い、譲渡制限付株式報酬制度（以下、「本制度」といいます。）の導入を決議し、本制度に関する議案を平成30年6月22日開催予定の第152回定時株主総会（以下、「本株主総会」といいます。）に付議することといたしましたので、下記のとおり、お知らせいたします。

### 1. 本制度の導入目的等

#### (1) 本制度の導入目的

本制度は、当社の取締役（社外取締役を除く、以下、「対象取締役」といいます。）に対して、株主の皆様とのより一層の価値共有を図るとともに、当社の中長期的な企業価値向上に対する貢献意欲を従来以上に引き出すことを目的として、譲渡制限付株式を割り当てる報酬制度です。

#### (2) 本制度の導入条件

本制度は、対象取締役に対して譲渡制限付株式の付与のために金銭債権を報酬として支給することとなるため、本制度の導入は、本株主総会においてかかる報酬を支給することにつき株主の皆様のご承認を得られることを条件といたします。

なお、平成26年6月20日開催の第148回定時株主総会において、当社の取締役の報酬額は年額400百万円以内（うち社外取締役40百万円以内）とご承認をいただいております。また本株主総会では取締役の報酬額を年額500百万円以内（うち社外取締役60百万円以内）とする議案のご承認をお願いする予定ですが、本株主総会ではかかる報酬枠とは別枠で、当社を対象取締役に対して本制度に係る報酬を支給することにつき、株主の皆様にご承認をお願いする予定です。

### 2. 本制度の概要

対象取締役は、本制度に基づき当社から支給された金銭報酬債権の全部を現物出資財産として払込み、当社の普通株式について発行又は処分を受けることとなります。

本制度に基づき対象取締役に対して支給する金銭報酬債権の総額は、年額100百万円以内といたします。各対象取締役への具体的な支給時期及び配分については、社外取締役が過半数を占め、委員長を社外取締役が務める役員人事・報酬委員会の答申を得た上で、取締役会において決定いたします。

本制度により、当社が新たに発行又は処分する普通株式の総数は、年12万5千株以内（ただし、本議案が承認可決された日以降の日を効力発生日とする当社の普通株式の株式分割（当社の普通株式の無償割当てを含みます。）又は株式併合が行われた場合その他譲渡制限付株式として発行または処分される当社の普通株式の総数の調整が必要な事由が生じた場合には、当該総数を合理的な範囲で調整します。）とし、その1株当たりの払込金額は、各取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社の普

通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として、当該譲渡制限付株式を引き受ける取締役は特に有利な金額とならない範囲で当社取締役会において決定される金額とします。

また、本制度による譲渡制限付株式の割当てに当たっては、対象取締役との間において、①譲渡制限付株式の割当てを受けた日より3年間から30年間までの間で取締役会が予め定める期間（以下、「譲渡制限期間」といいます。）、当該株式の第三者への譲渡、担保権の設定その他一切の処分を禁止すること、②一定の事由が生じた場合には当社が当該株式を無償取得すること、③任期满了その他の正当な事由により譲渡制限期間中に取締役その他の一定の地位を退任または退職した場合には譲渡制限を解除することなどをその内容に含む譲渡制限付株式割当契約を締結するものとします。譲渡制限付株式は、譲渡制限期間中の譲渡、担保権の設定その他の処分をすることができないよう、譲渡制限期間中は対象取締役が野村證券株式会社に開設する専用口座で管理される予定です。

### 3. その他

本制度においては、対象取締役のほか、当社の取締役を兼務しない執行役員および役員待遇理事に対しても、対象取締役に対するものと同様の譲渡制限付株式を取締役会の決議により付与する予定です。

以 上